

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置(使用・変更)届出の手引き

令和 3 年 1 月
福島県水・大気環境課

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号。以下「法」という。）に基づくばい煙発生施設（法施行令別表第 1 を参照してください。）を設置等するときは、工事に着手する 60 日前までに届出が必要です。記入方法については、下記を参考にしてください。

1 ばい煙発生施設設置届出

法に基づくばい煙発生施設設置届出書は、様式第 1、別紙 1～3 及び図面等で構成されます。

(1) 様式第 1（届出書の表紙）

ア 届出年月日

窓口へ提出する年月日を和暦で記入します。

イ 届出者

(ア) 個人の場合

- a 郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記入してください。
- b 屋号等があればその名称を併記してください。
- c 住所は必ず番地まで記入してください。

(イ) 法人の場合

- a 法人の代表者が届出者となります。
- b 郵便番号、所在地、法人名称、代表者の職名と氏名及び電話番号を記入してください。
- c 所在地は必ず番地まで記入してください。
- d 工場長等に届出を委任する場合は委任状を添付してください。

ウ 工場又は事業場の名称

個人の場合は氏名又は屋号等を記入してください。

エ 工場又は事業場の所在地

所在地は必ず番地まで記入してください。

オ ばい煙発生施設の種類

法施行令別表第 1 に掲げる項番号、施設名称及び施設基数を記入してください。

（環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-0.html>）

なお、届出書は、ばい煙発生施設の種類ごとに作成し、提出してください（同一種類のばい煙発生施設であれば、複数設置でも 1 つの届出で提出可能です。）。

（記入例） 1 ボイラー 1 基
5 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 3 基
1 1 乾燥炉 2 基

(2) 別紙 1 ばい煙発生施設の構造

複数の同種施設を設置する場合において、型式、規模等全ての項目が同一であれば、記入欄 1 列にまとめて記入しても差し支えありません。

ア 工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場で付けている施設番号を記入してください。

ただし、番号ではなく名称を付けている場合は、それを記入しても差し支えありません。

複数の同種施設をまとめて1列に記入する場合、全ての施設番号を記入してください。

イ 名称及び型式

メーカーカタログ、機器仕様書等から調べて当該施設のメーカー名、名称及び型式を記入してください。

(記入例) ○○社製××型貫流ボイラー○○-○○型

ウ 設置年月日

新規の設置届出の場合、記入する必要はありません(4ページ2「ばい煙発生施設使用届出」及び「ばい煙発生施設変更届出」の場合、記入します。)

エ 着手予定年月日

ばい煙発生施設の工事に着手する予定年月日を記入してください。

届出年月日の60日以後の日付となります。

オ 使用開始予定年月日

ばい煙発生施設の使用を開始する予定年月日を記入してください。

カ 規模

ばい煙発生施設はそれぞれ届出要件規模が決められています。

従って、ばい煙発生施設毎に定められている規模の要件の欄に、施設の規模を記入してください。

(例: 1 ボイラー→伝熱面積、燃料の燃焼能力

1 1 乾燥炉→火格子面積、燃料の燃焼能力、変圧器の定格容量)

(3) 別紙2 ばい煙発生施設の使用の方法

ア 工場又は事業場における施設番号

上記(2)アと同じ施設番号を記入してください。

イ 使用状況

「季節変動」欄について、季節変動が無ければ「通年」、季節変動がある場合は使用期間を記入してください。(例: 11月~3月)。

ウ 原材料

(ア) ばい煙の発生に影響のある原材料を使用する場合に記入します。

なお、廃棄物焼却炉では焼却する廃棄物が該当しますので、当該欄に記入してください。

(イ) 原材料中の成分割合(%)の欄の記入にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。

エ 燃料又は電力

(ア) 使用予定の燃料の成分表を参考に最大値を記入してください。

(イ) 燃料中の成分割合(%)の欄の記入にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。

オ 排出ガス量、排出ガス温度、排出ガス中の酸素濃度

排出ガス量(Nm³/h)の欄の「最大」とは、予定されている原材料、燃料又は電力の使用条件下、当該施設を定格能力で運転させた場合の排出ガス量です。

なお、排風機等で強制排気している場合には、この能力等を考慮して算出してください。

カ ばい煙の濃度、ばい煙量

(ア) ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度とし、ばい煙発生施設の設計値を記入してください。

(イ) ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度としてください。

(ウ) ばい煙発生施設で排出基準が定められていない物質については、記入する必要はありません。

また、硫黄酸化物の排出基準は、全ばい煙発生施設について定められていますが、法施行令別表第1の15の項から17の項まで、19の項、20の項及び22の項のばい煙発生施設については、硫黄酸化物の排出の実態がないので、硫黄酸化物に係る部分は同様に記入する必要はありません。

- (エ) ばい煙量の欄の「最大」とは、届出の際予定されている原材料、燃料又は電力の使用条件の下、当該施設を定格能力で運転するときのばい煙量で、これらの量の算定は、湿りガスで行います。

キ 参考事項

ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動状況、窒素酸化物の排出抑制のためにとっている方法等を記入してください。

(例) ボイラーのNO_x抑制対策は下記のようなものがありますので、該当するものを記入してください。

低NO_xバーナー、二段燃焼、排ガス再循環燃焼、水蒸気添加エマルジョン燃焼等

(4) 別紙3 ばい煙の処理の方法

複数のばい煙発生施設に対し、ばい煙処理施設も複数ある場合は、その系統ごとに記入欄1列を使用して記入してください。

ア ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場で付けている施設番号を記入してください。

ただし、番号ではなく名称を付けている場合は、それを記入しても差し支えありません。

イ 処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号

2ページ(2)アと同じ施設番号を記入してください。

ウ ばい煙処理施設の種類、名称及び型式

届出の対象となっているばい煙発生施設のばい煙処理施設について、新設又は既設の施設を全て記入してください。

(例：サイクロン、バグフィルタ、電気集じん機、スクラバー、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置等)

エ 設置年月日

新規の設置届出の場合、記入する必要はありません。

オ 着手予定年月日

ばい煙処理施設の工事に着手する予定年月日を記入してください。

届出年月日の60日以後の日付となります。

カ 使用開始予定年月日

ばい煙処理施設の使用を開始する予定年月日を記入してください。

キ 処理能力

(ア) ばい煙の濃度は乾きガスとし、ばい煙処理施設の設計値を記入してください。

(イ) 煙突以外にばい煙処理施設を設置しない場合(煙突のみ)は記入不要です。

ク 排出口の実高さH_o(m)

地上からの高さ(GL)及び排出口の寸法を記入してください。

(例：10.0m(内径0.50mφ))

ケ 補正された排出口の高さH_e(m)

法施行規則第3条第2項の算式により算定してください。

※ 煙突に笠がある場合や、排出口が上向きでない場合等はH_o=H_eとなります。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H_e : 補正された排出口の高さ (単位 m)
 H_o : 排出口の実高さ (単位 m)
 Q : 温度 15 度における排出ガス量 (単位 m^3/s)
 V : 排出ガスの排出速度 (単位 m/s)
 T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

2 ばい煙発生施設使用届出

使用届出は法改正によって、従来は法で規制されていなかった施設がばい煙発生施設として追加指定された場合に必要となります。

届出期限は追加指定のあった日から 30 日以内です。

届出様式、別紙、図面等は「1 ばい煙発生施設設置届出」と同じです。

3 ばい煙発生施設変更届出

ばい煙発生施設変更届出とは、以下の事項を変更しようとする場合に行います。

- ・ ばい煙発生施設の構造
- ・ ばい煙発生施設の使用の方法
- ・ ばい煙の処理の方法

ばい煙発生施設設置届出と同様に、工事に着手する 60 日前までに届出が必要です。

届出様式、別紙、図面等は「1 ばい煙発生施設設置届出」と同じです。ただし、添付する別紙、図面等は当該変更に係るもののみで構いません。

(別紙関係)

変更事項に係る別紙の欄外上部に「変更前」「変更後」と記入し、変更前と変更後の内容を併記してください。

変更に係る別紙の記入方法については 1 ページの 1 (2) 以下を参照してください。

(図面等関係)

変更事項に係る図面等については、変更前と変更後の両方の図面等を添付してください。

4 大気汚染防止法で定められた様式以外の書面

届出書の書面の中には、法で定められた様式や別紙の他に、図面等や任意の様式により作成の必要なものがあります。

必要に応じて下記資料を添付してください。

- (1) 工場・事業場とその付近の見取り図
- (2) 工場・事業場の建物の配置図
- (3) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を示す図面並びに施設の配置図
- (4) ばい煙発生施設の構造概要図 (主要寸法を記入したもの)
- (5) ばい煙処理施設の構造概要図 (煙突や測定孔を含め、主要寸法を記入したもの)
- (6) ばい煙の発生及び処理に係る操業系統概要図
- (7) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
- (8) その他参考となる資料
 - ・ ばい煙計算書
 - ・ 使用する燃料の成分表

・施設のカタログ

(9) 発生源施設等一覧（任意様式として下記のホームページからダウンロード可能）

(10) 工場・事業場概要（任意様式として下記のホームページからダウンロード可能）

5 一般的注意事項

(1) 届出書の作成に当たっては、読みやすく、はっきりと記入してください。

また、記入漏れ等のないよう十分確認してください。

(2) 届出書は正本にその写し1通を添えて提出してください。

(3) 用紙の大きさは図面等のやむを得ないものを除き、日本産業規格A4の大きさとしてください。

また、可能な限り大きな図面等もA4の大きさに折りたたむようにしてください。

(4) 様式は受付窓口で入手するか、福島県水・大気環境課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/>

6 届出書の提出先及び相談窓口

市町村	窓口	住所 電話 FAX
県北 (二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村)	県北地方振興局 県民環境部環境課	〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16 TEL 024-521-2721 FAX 024-521-2855
県中 (須賀川市 田村市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町)	県中地方振興局 県民環境部環境課	〒 963-8540 郡山市麓山 1-1-1 TEL 024-935-1503 FAX 024-925-9026
県南 (白河市 西郷村 泉崎村 矢吹町 中島村 棚倉町 鮫川村 塙町 矢祭町)	県南地方振興局 県民環境部環境課	〒 961-0971 白河市昭和町 269 TEL 0248-23-1421 FAX 0248-23-1507
会津 (会津若松市 喜多方市 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町)	会津地方振興局 県民環境部環境課	〒 965-8501 会津若松市追手町 7-5 TEL 0242-29-3912 FAX 0242-29-5520
南会津 (只見町 檜枝岐村 南会津町 下郷町)	南会津地方振興局 県民環境部環境課	〒 967-0004 南会津郡南会津町田島字 根小屋甲 4277-1 TEL 0241-62-2062 FAX 0241-62-5209

相双 (相馬市 南相馬市 葛尾村浪 江町 双葉町 大熊町 川内村 富岡町 檜葉町 広野町 新地町 飯館村)	相双地方振興局県 民環境部環境課	〒 975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 TEL 0244-26-1232 FAX 0244-26-1120
---	---------------------	---

※ 福島市、郡山市、いわき市については、それぞれ市が窓口となります。

(参考) ばい煙量等の自主測定

大気汚染防止法第 16 条の規定に基づき、ばい煙排出者はばい煙発生施設から排出されるばい煙量及びばい煙濃度の測定とその結果の記録（3年間保存）が義務付けられています。

設置しているばい煙発生施設の規模又は区分により、測定を要する項目と頻度が次の表のとおり定められています。

ばい煙発生施設の規模又は区分	測定項目	測定頻度
排出量 10 Nm ³ /h 以上	硫黄酸化物	1 回/2 月以上
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上廃棄物 焼却炉 4 t/h 以上	ばいじん	1 回/2 月以上
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満廃棄物 焼却炉 4 t/h 未満		2 回/年以上 ※
ガス専焼ボイラー ガスタービン、ガス機関 燃料電池用改質器（ガス発生炉）		1 回/5 年以上
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	有害物質 ①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③弗素、弗化水素及び弗化珪素 ④鉛及びその化合物	1 回/2 月以上
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満		2 回/年以上 ※
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	⑤窒素酸化物	1 回/2 月以上
排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満		2 回/以上 ※
燃料電池用改質器（ガス発生炉）		1 回/5 年以上

※ 1 年間に継続して休止する期間が 6 月以上のばい煙発生施設に係る測定頻度については、1 回/年以上となります。

(注) 以下のばい煙発生施設では、当分の間排出基準を適用しないとされている項目があり、これについては法第 16 条の自主測定の対象となりません。

- ① 小型ボイラー（伝熱面積 10 m² 未満であって、バーナーの燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上のもの）
 - …ばいじん及び窒素酸化物について排出基準適用猶予
- ② 非常用施設（停電時、災害時、事故時に専ら用いられるもの）
 - …すべての項目について排出基準適用猶予

(注) 福島県内においては、法第 5 条第 2 項に基づく総量規制の対象となる特定工場はありませんので、それに関する記述は省略しています。

(記入例)

様式第1

~~ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書~~

該当する事項以外は —— で消してください。

届出日 を和暦で記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事 殿

届出を行う者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、法人にあっては代表者の職名、氏名、名称及び住所(登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地)を記入し、代理人(例えば工場長)が届け出る場合は、代表権者からの委任状を添付してください。

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号
株式会社 〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
電話 03-〇〇〇〇-1234

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇 福島工場	※整理番号	ばい煙発生施設の設置場所を記入し、届出者の所在地と異なる場合は郵便番号、電話番号も記入してください。
工場又は事業場の所在地	〒960-〇〇〇〇 福島市〇〇町〇〇番〇〇号 電話 024-〇〇〇〇-〇〇〇〇	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	1 ボイラー 1基	※施設番号	大気汚染防止法施行令「別表第1」の上欄の項番号と施設の名称と設置基数を記入してください。
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 2 ボイラー	変更届出の場合は別紙 1～3 の該当事項について変更前と変更後を対照させ記入してください。 (中欄に変更前、右欄に変更後の内容を記入してください。)	
名称及び型式	〇〇工業 貫流ボイラー 〇〇—〇〇型		
設置年月日	年 月 日	設置届出の場合は、着手予定年月日、使用開始予定年月日の欄、 使用届出の場合は、設置年月日の欄、 変更届出の場合は、設置年月日の欄と変更に伴う着手予定年月日、使用開始予定年月日の欄、に記入してください。	
着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
規 模	伝熱面積 (m ²)	1 2 . 3	ボイラーは定格蒸発量より求められる最大の燃焼能力とし、その他の施設は、バーナーの最大燃焼能力を記入してください。 重油でない燃料は重油換算してください。 <重油換算> 液体燃料 10L=重油 10L ガス燃料 16Nm ³ =重油 10L 固体燃料 16kg=重油 10L ※ガス機関の場合 ・重油換算量 (L/h)=換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm ³ /h) ・換算係数=気体燃料の発熱量 (kcal/Nm ³) / 重油の発熱量 9600 (kcal/Nm ³) ただし、上式の気体燃料の発熱量は高位(総)発熱量を用いることとしてください。
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)	1 3 5 . 7	
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (KA)		
	ポンプの動力 (KW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目(規模又は能力)について記入してください。(施設の仕様書等を参考にするか、メーカー等に問い合わせ単位に注意して記入してください。)

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記入すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 2 ボイラー			別紙1と同じ番号		
使用状況	1日の使用時間及び び月使用日数等	6時～ 20時 14時間/回 1回/日 24日/月			時～ 時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	通年			暖房用ボイラーのように季節 変動がある場合は使用期間を 記入してください。		
原材料 (ばい煙の 発生に影 響のある ものに限 る。)	種類				硫黄分 鉛分		
	使用割合				硫黄分 鉛分		
	原材料中の成分割合 (%) ※重量比	硫黄分 カドミウム分	鉛分 弗素分	硫黄分 鉛分			
	1日の使用量				使用予定の燃料の成分表を参 考に使用する最大値を記入し てください。		
燃料又は 電力	種類	A 重油					
	燃料中の成分割合 (%) ※重量比	灰分 0.01	硫黄分 1.0	窒素分 0.02	灰分	硫黄分	窒素分
	発熱量	10,800kcal/kg (低位発熱量) (又は 45,210kJ/kg)			低位(真)発熱量を記載してください。		
	通常の使用量	80 L/h					
	混焼割合(%)	専焼					
排出ガス量 (Nm ³ / h)	湿り	最大 1,520	通常 896				
	乾き	最大 1,368	通常 806	ばい煙計算書により算出した数 値(整数)とし、排風機等により 強制排気している場合にはその 能力等を考慮した数値を記入し てください。 なお、最大は施設を定格運転させ た場合の数値を、通常は平均的な 運転状態の場合の数値としてく ださい。			
排出ガス温度(℃)		200					
排出ガス中の酸素濃度 (%)		4.0					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大 0.15	通常 0.10				
	硫黄酸化物 (容量比 ppm)	最大 531	通常 530				
	カドミウム及びその 化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常				
	塩素 (mg/Nm ³)	最大	通常				
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常				
	弗素、弗化水素及び 弗化珪素 (mg/Nm ³)	最大	通常				
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常				
窒素酸化物 (容量比 ppm)	最大 130	通常 100					
ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大 0.80	通常 0.47				
参考事項	A 重油の比重 0.85 (15℃)、低 NOx バーナー						

- 備考 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記入にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記入するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		2号煙突		処理施設番号又は煙突番号を記入	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		No.2 ボイラー		別紙1、別紙2と同じ番号。集合煙突の場合は、接続しているばい煙発生施設をすべて記入してください。	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		煙突			
設置年月日		年 月 日			
着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日		処理施設を設置する場合は、当該欄全てに記入してください。 (例 サイクロン、バグフィルター、電気集じん機、スクラバー、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置等)	
使用開始予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日			
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	通常	ばい煙処理施設で、ばい煙の処理を行っている項目について、乾きガス中の濃度を記入してください。 ばい煙処理施設が設置されていない場合(煙突のみ)は記入不要です。	
		ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)		処理前 処理後
	硫黄酸化物 (容量比 ppm)	処理前 処理後			
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前 処理後			
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後			
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後			
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前 処理後			
	窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前 処理後			
	ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大		通常
			処理前 処理後		処理前 処理後
	捕集効率%	ばいじん			
		いおう酸化物			
		カドミウム及びその化合物			
		塩素			
塩化水素					
弗素、弗化水素及び弗化珪素					
鉛及びその化合物					
窒素酸化物					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		6時～20時 14時間/回1回/日24日/月		
	季節変動		なし		
排出口の実高さ Ho (m)		100m 内径0.48m φ			
補正された排出口の高さ He (m)		100m 笠付			
排出速度 (m/s)		4.0			
		ばい煙計算書により算出した数値を記入してください。			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

発生源施設等一覧

区分	届出内容	変更前			設置・使用・変更・廃止			変更後		
		発生源施設等の種類			発生源施設等の種類			発生源施設等の種類		
		項番号	名称	台数	項番号	名称	台数	項番号	名称	台数
福島県生活環境の保全等に関する条例	1 ばい煙指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	2 一般粉じん指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	3 特定粉じん指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	4 排水指定指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
大気汚染防止法	1 ばい煙発生施設 ○(1) 設置 (2) 使用 (3) 変更	1	ボイラー	1基	1	ボイラー	1基	1	ボイラー	2基
	2 一般粉じん発生施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	3 特定粉じん発生施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	4 揮発性有機化合物排出施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
水質汚濁防止法	1 特定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	2 有害物質使用特定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	3 有害物質貯蔵指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									

- 備考 1 届出内容の欄は、該当する番号に○印を付すこと。
 2 設置・使用・変更・廃止の欄は、該当する届出を○で囲み、届出に係る発生源施設等の種類について、関係法令に規定する項番号及び名称を記入すること。なお、届出によって発生源施設等の数に変更になる場合は、変更前と変更後の欄にも記入すること。
 3 福島県生活環境の保全等に関する条例の項の発生源施設等の種類の欄には、法に規定する特定施設等以外の発生源施設、振動発生源施設、悪臭発生源施設等について記入すること。
 4 当該様式は任意様式である。

工場・事業場概要

1	常時使用する従業員の数	250 人				
2	公害防止担当部局 担当者・連絡先	〇〇課 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
3	主要生産品目	◇◇◇	□□□			
4	生産量（年量）	200t	3000個			
5	主要原材料 種類及び年間使用量	△△	200t/年	▽▽	3000 個/年	/年
		◇◇	500L/年	□□	1000L/年	/年
			/年		/年	/年
			/年		/年	/年
6	製造方法	別紙製造工程表のとおり。				
7	施設規模(工場は除く。)	※事業場の記入例：宿泊数 200 人、牛の飼育頭数 300 頭				
8	全建物の配置及び用途	別紙平面図のとおり。				
9	敷地面積(m ²)	1500				
10	燃料	種類	用途	硫黄分(重量%)	年当たり使用量	
		灯油	ボイラーの燃料	0.005	2000L	

(備考)

- ・ 「1 常時使用する従業員の数」について、本社及び全国の支社・出張所等を含めた、すべての事業所の従業員数の合算を記入すること。
- ・ 「6 製造方法」について、品目別の製造工程表を添付し、当該製造工程表に公害原因物質等の発生箇所を記入すること。
- ・ 「7 施設規模」について、事業場に応じて、飼育頭数、宿泊数、収容人員、ベッド数、厨房面積等を記入すること。
(記入例： 宿泊数 200 人)
- ・ 「8 全建物の配置及び用途」について、工場・事業場の平面図を添付し、当該平面図に建物の用途を記入すること。
- ・ 当該様式は任意様式であり、原則として工場・事業場新設時に提出すること。